別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表一**　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	恵那市岩村町三六五―二
土蔵	一棟	恵那市岩村町二七〇―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町三三一―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町七五一―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町一六〇五
土蔵	一棟	恵那市岩村町一五七九

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　東近江市五個荘金堂伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
湯殿	一棟	東近江市五個荘金堂町六〇七番地
納屋	一棟	東近江市五個荘金堂町七九番地一

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	倉吉市魚町二五五一番地

別表四に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表四**　朝倉市秋月伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	朝倉市秋月五七四―一
主屋	一棟	朝倉市秋月五三二

○文部科学省告示第四十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十二年文部省告示第九十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表一**　川越市川越伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
倉庫	一棟	川越市幸町一〇―三
主屋	一棟	川越市幸町一―一〇

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表二**　美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	美濃市二一一八―一九

○文部科学省告示第四十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十三年文部科学省告示第九十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表一**　高岡市山町筋伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	高岡市守山町三三
茶室	一棟	高岡市守山町三三
土蔵	一棟	高岡市守山町三三

○文部科学省告示第四十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十四年文部科学省告示第九十五号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　萩市浜崎伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	萩市大字浜崎町一七九番地第一

○文部科学省告示第四十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十四年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十七年文部科学省告示第百十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月二十六日

文部科学大臣　平野　博文

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　篠山市篠山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物		
納屋	一棟	篠山市河原町五―一
納屋	一棟	篠山市河原町五―一